

◎ 海技士(航海)免許における非ECDIS限定について

ECDIS(電子海図情報表示装置)とは、コンピュータ画面上で海図を表示し、船舶の位置情報等を確認することができる装置です。ここではIMOの性能基準を満たし型式承認を受けたECDISを指します。

(限定解除手続きの方法)

以下の書類を全国の運輸局や運輸支局・海事事務所に提出してください。

(1)海技免許限定解除申請書(第3号様式)

(2)登録講習機関の修了証明書または同等課程の修了証明書

※登録講習機関

(独)海技教育機構海技大学校、(株)日本海洋科学、高等専門学校 他

※同等課程として認められるものは、以下の4機関で行われた「ECDIS訓練」のうち、平成26年3月31日までに発給された証明書のものになります。

- ① (独)海技教育機構海技大学校
- ② (株)日本海洋科学
- ③ NYK SHIPMANAGEMENT PTE LTD Training Centre
- ④ K LINE Maritime Academy Philippines

(3)現有海技免状

(4)写真票(縦3cm×横2.4cmの写真1枚添付 ※縦3cm×横3cmも可)

(5)手数料納付書(1300円分の収入印紙貼付)